

第8章 選挙運動(campagne électorale)

本章では、まず選挙運動が集中して行われる期間としての選挙運動期間について説明する。次に、ポスターやビラ等選挙運動の方法についての規制を説明する。最後に、選挙運動の収支に関する規制を説明する。

第1節 選挙運動の期間

選挙運動の期間については、日本では、事前の選挙運動の禁止ということでシビアーに論じられる。すなわち、選挙運動期間が法定され、その期間以外に選挙運動をするとその選挙方法の如何を問わず直ちに刑罰によって罰せられるというものである。フランスでは日本のような意味での選挙運動期間という考え方はない。しかしながら、次に述べるような意味で、法律上または解釈上、選挙運動期間が存在する。

1 州議会議員選挙の選挙運動期間

州議会議員の選挙運動期間については、投票日に先立つ第2月曜日から、投票日の前日の土曜日の午後12時までである（選挙法第353条）。したがって、選挙運動期間は13日間となる。

2 県議会議員選挙、市町村議会議員選挙の選挙運動期間

県議会議員選挙、市町村議会議員選挙の場合は、選挙人の召喚という形式での選挙期日の確定行為はあるが、州議会議員選挙の場合のように選挙運動期間そのものの規定はない（もともと、県議会議員の選挙については州議会議員の選挙と同様な規定があったが、1994年1月18日法（第94-44号）で削除された。市町村議会議員の選挙には従前からこのような規定がない。）。しかしながら、例えば、ポスター掲示場の設置などについてはその期間が設定されなくては困ることになる。したがって、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙の選挙運動は選挙人の召喚の命令の時から開始される、つまり、選挙運動期間は投票日の15日前から始まるものと解される。

第2節 選挙運動の方法の規制

1 ポスター(affiche)の掲示

(1) ポスター掲示場の設置数及び掲示規制

市町村当局は、選挙期間中、投票所の近くに、選挙運動ポスター掲示のための場所を設置することとされ、この掲示場以外には、選挙の行われる月の初日の前3カ月間とその選挙の投票日までの間は、選挙運動ポスターを掲示できないこととされる（選挙法第51条第1項第3項）。例えば選挙が1995年の6月に行われるならば1995年3月1日から選挙の投票日までの間はこのポスター掲示場以外の掲示が禁止されるものである。なお、この期間以前であれば選挙運動ポスターは掲示できる。

設置すべきポスター掲示場の数は①有権者500人以下の市町村では5箇所、②それ以

外の市町村については10カ所（ただし、有権者が5000人を超える市町村にあっては3000人ごとに1カ所を加えるなどの加算措置あり）とされる（選挙法規則第28条第1項）。

(2) 掲示される選挙運動ポスターの寸法、色等及び掲示期間の終了

選挙運動ポスターは594mm×841mmを超えない寸法の2枚のポスターと297mm×420mmを超えない2枚の寸法の選挙集会用のポスター2枚を掲示することができる（選挙法規則第26条）。

選挙運動用ポスターの色は青、白、赤の三色の配色（フランス国旗の色）が禁止される（選挙法規則第27条）。

選挙運動ポスターの掲示期間の終了については、選挙集会用のポスターを除く選挙運動用ポスターは投票日前の木曜日（第2回投票があれば金曜日）以降は掲示できないとされる（選挙法規則第26条。ただし、掲示期間の終了規定は2,500人未満の市町村には適用されない（選挙法規則第126条）。）。

なお、候補者または選挙人名簿に対してはすべて同じ面積の掲示場の区画が与えられる（選挙法第51条第2項）。

(3) 必要経費の払い戻し

有効投票の5%以上の得票をした候補者または候補者名簿はポスターの紙代、印刷経費、掲示に要する経費の払い戻しを受ける（ただし、住民数3,500人未満の市町村の議会議員の選挙は払い戻しをうけることができない。選挙法第242条第2項）。

(4) ポスター掲示に関する違反

ポスター掲示に関する違反に対しては罰金刑または禁固刑が課せられる。しかし、特別の場合を除いて選挙無効にはつながらない。

2 投票用紙、回状、ビラ等

選挙人に配布されるものとして投票用紙(bulletin)、回状(circulaire)、ビラ(tract)等がある。

まず、日本と異なり、投票用紙は重要な選挙運動手段である。各候補者や各候補者名簿の投票用紙が選挙人に送られてくる。それでは、一人で何枚もの投票用紙を投票箱に入れることができそうだが、フランスでは投票用紙を投票用封筒に入れ、投票用封筒を1つしか持っていないことの確認を受けた後に投票することになっているので二重投票の問題は起こらない。

次に回状であるが、circulaireを日本語に直訳するとまさに回状ということになるが、実体はもはや日本の町内会等で見受けられる回覧板のようなものではなく、直接、選挙人に配布されるものである。いわゆる「ビラ」といった方がよいのであるが、この回状の他に選挙法はビラ(tract)というものを規定している。大まかにいうと、回状は選挙公営で配布してもらうことが可能であるので公営ビラ、ビラ(tract)は単なるビラということになる（なお、ビラについては解釈上の問題があり、少なくとも選挙法の上では認めら

れていない。後述参照。）。このレポートではとりあえず、回状(circulaire)、ビラ(tract)という訳語で説明することとする。

また、投票用紙や回状などを配布する機関は選挙運動委員会(commision de propagande)である。この選挙運動委員会は州議会議員選挙、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙によって別々に作られることとなっており、そのメンバー等はデクレ等で決められている。この選挙運動委員会は投票用紙、回状を送付するとともにこれらの印刷のために必要な印刷業者のリストを作製する。なお、選挙運動のために配布される文書については投票日の前日まで配布可能である（選挙法第49条第1項）。また、官公署の公務員は投票用紙、回状、政見発表書を配布し、または配布させてはならないとされる（選挙法第50条。）。

また、これらの規制に違反した場合は禁固または罰金刑が課せられる（なお、この規制違反については、選挙結果に影響があるなど特別の場合にしか選挙無効にならない。）。

必要経費の払い戻しについては、有効投票の5%以上の得票をした候補者または候補者名簿は投票用紙・ビラの紙代、印刷経費の払い戻しを受ける（ただし、住民数3,500人未満の市町村の議会議員の選挙については払い戻しを受けることができない。選挙法第216条、242条第2項、第355条第2項）。

以下、投票用紙、回状、ビラについてそれぞれの留意点を説明する。

(1) 投票用紙

ア 投票用紙の大きさ

投票用紙の大きさは次のとおりである（選挙法規則第30条）。

- ・ 候補者1人の場合 74 mm×105 mm
- ・ 候補者2人の場合 105 mm×148 mm
- ・ 候補者3人から31人の場合 148 mm×210 mm
- ・ 候補者32人以上の場合 210 mm×297 mm

イ 投票用紙の配布等

投票用紙の配布等については選挙の種類によってその方法が異なる。

(ア) 州議会議員選挙、県議会議員選挙の場合の投票用紙の配布等

まず、候補者または選挙人名簿は、定められた期日までに、選挙運動委員会の委員長に投票用紙を届け出る。投票用紙には、州議会議員選挙の場合は選挙人名簿の名称、候補者の指名、県議会議員の選挙の場合は候補者の氏名が記載される。投票用紙は選挙運動委員会は、遅くとも、投票日前の水曜日(県議会議員選挙で第2回投票がある場合には木曜日)までに、全ての選挙人に投票用紙を送る。

また、候補者名簿は投票所に投票用紙を備え付けさせることができる。

(イ) 市町村議会議員選挙の場合の投票用紙の配布等

住民数2,500人以上の市町村に限って、投票用紙は、選挙運動委員会によって配布される。手続きとしては前述（ア）と同じである。繰り返せば、各候補者名簿（個人立候補が

認められている場合は候補者）は、定められた期日までに、選挙運動委員会の委員長に投票用紙を届け出なければならない。投票用紙には、候補者名簿の名称、候補者の氏名が記載される。選挙運動委員会は、遅くとも、投票日前の水曜日（第2回投票がある場合には木曜日）までに、全ての選挙人に投票用紙を送る。

また、住民数が2,500人未満の市町村の議会議員選挙については、事実上、当選を目指す者が投票用紙を選挙人に配布している。

なお、全ての市町村議会議員の選挙について、候補者または候補者名簿は投票用紙を投票所に備えつけさせることができる。

(2) 回状

(1)の投票用紙に関する規制とはほぼ同じである。なお、回状の内容であるが、基本的には記載内容は自由であり、それを選挙運動委員会が事前にチェックすることはできない。送付してもらう回状は一枚の紙で、寸法は210mm×297mmを超えてはならないとされる（選挙法規則第29条）。

(3) ビラ等

ビラ等については選挙法ではビラ等の印刷、使用については禁止される（選挙法第21条、第240条、第356条）と規定されているが、判例ではビラ等の配布は通常の選挙運動であるとされ、一般的には選挙無効にはならないものとされている。

3 選挙集会(réunion)

選挙集会に関する規制については集会の自由に関する1881年7月30日法及び公の集会に関する1907年3月28日法で規制されている（選挙法第47条）。その内容は

- ・選挙集会の開催は自由であること（公の許可や開催宣言は不要であること）
- ・選挙集会は閉じられた場所で行われなければならないこと（道路での集会は禁止）
- ・選挙集会は投票日の前日まで開催可能であること
- ・秩序維持や適法性の確保のため少なくとも3人以上の事務局で選挙集会を行うこと
- ・候補者からの要求に応じて、市町村長は一つの部屋を提供する義務があること

である。

違反者は罰則が課せられるし、選挙結果に影響を与える特別の場合は選挙無効にもなりうる。

4 新聞・雑誌

出版の自由は保障されており、基本的には、新聞・雑誌は自由にその記事を載せることができる（ただし、出版に関する1881年7月29日法の規制あり。選挙法第48条第1項）。したがって、投票日や選挙期間中でも特定の候補者や候補者名簿を支持する内容を新聞・雑誌は掲載できる。また、候補者や候補者名簿を支持するための特別の編集も発行も可能である。また、無料配布も可能である。なお、留意点は次のとおり。

- ①1881年7月29日法の制限があること（中傷された候補者に反論権を認める等）
- ②選挙の行われる月の第1日の前の3カ月間及び当該選挙の投票日までの間は（例えば

6月に選挙が行われる場合には3月1日から投票日までの間は）、新聞・雑誌で商業宣伝を選挙宣伝の目的で利用することは禁止される（選挙法第52条の1第1項）。

③候補者によって新聞・雑誌が利用される場合はそれは選挙運動費用に含まれる。

5 テレビ・ラジオ

(1) 公共性による規制の違い

テレビ・ラジオは公共放送（フランス2、3、ラジオフランス）と準公共放送（公共放送から民間放送に移管されたもの。TF1）さらには民間放送の3種類に区分される。それぞれの区分に応じて規制が異なる。

ア 公共放送（フランス2、3、ラジオフランス）

放送は客観的かつ中立的である必要がある。特に選挙期間中はこの要請を厳しく守る必要がある。この義務に違反すると一般的には選挙無効につながる。

イ 準公共放送（TF1）

アほどの厳しい規制ではないが、番組編成の際「正直さ（情報に誘導操作を加えないこと）と情報の多様性」が要求される。

ウ 民間放送（その他のテレビ局・ラジオ局）

一般的にア、イのような義務はない。ただし、市町村の事務所の中に設立され、市町村の公債によって財政をまかなっているラジオ局が、市町村議会議員選挙で、ある候補者名簿の選挙運動を行ったときは選挙無効になると解された例がある。

(2) 番組編成の自由

テレビ・ラジオとも番組編成の自由はある。しかしながら、訴訟係属中の候補者の反論権や中傷された場合の軽罪裁判所(tribunal correctionnel)への候補者の訴えは当然保障される。

(3) 商業宣伝の利用の禁止

選挙の行われる月の第1日の前の3カ月間及び当該選挙の投票日までの間は、テレビ・ラジオで商業宣伝を選挙宣伝の目的で利用することは禁止される（選挙法第52条の1第1項）。

6 スピーカー、自動車

スピーカー及び自動車の使用についての規制はない。実際には、スピーカーを使用する者はほとんどいない。これについては、フランス人は騒音を嫌うのでそもそもそのような選挙運動は考えられないということであろう。確かに日本で見られるような商店街の大売り出しを宣伝カーのスピーカーで宣伝するという風景はパリでは見かけられない。

7 選挙についての世論調査の公表等の禁止

選挙についての世論調査の公表等の禁止は選挙法ではなく、1977年7月19日法で定められている。この法律の内容であるが、世論調査の公表、配布の禁止期間は投票日以前の1週間及び開票期間であるとされる。さらに、この法律では世論調査の公表等に当たっては世論調査をした期間、世論調査の依頼者、回答者の数、質問が行われた日が記載さ

れていなければならないとされる。また、公表に当たっては、調査の目的、調査対象者の決定方法、各質問についての回答率等を付して調査委員会(Commission des sandages)に申し立てをしなければならない。なお、違反者には罰金刑が課せられる。

8 電話

候補者、候補者名簿は選挙の行われる月の第1日の前の3カ月間及び当該選挙の投票日までの間、無料電話（候補者、候補者名簿の政見等を吹き込んだ留守番電話）等の番号を公衆に知らせてはならない（選挙法第50条の1）。また、同様に、いかなる者であろうと候補者・候補者名簿のために無料電話等の番号を公衆に知らせてはいけぬ。違反者には禁固または罰金刑が課せられる。この規制以外での電話等による選挙運動は許されるものである。

9 ファックス

ファックスは禁止されていない（ただし、1989年12月31日法等が適用される。すなわち、ファックスは自由だが、ファックスを受けたくない人がいることから、電話番号を公にしない者のリストを基に作られたリストに登載されている者にはファックスは送ってはならないこととされる。）。

10 その他禁止される選挙運動

その他選挙運動の方法に関する規制はない。したがって、戸別訪問も自由に行える（ただし、フランスの一般家庭を訪問する場合には当然アポイントメントを取る必要があるもので伝統的な選挙運動の方法ではないとされる。）。しかしながら、選挙人の自由な意思をねじ曲げてしまう、あるいは不正な影響を与えるような選挙運動は禁止される。具体的には投票に影響を及ぼすため、選挙人に対して、金銭、物品等の利益を供与するあるいは供与の約束をする者等については禁固及び罰金が課せられる（選挙法第106条）。また、投票に影響を及ぼすため、選挙人に対して暴行、脅迫等をする者も禁固及び罰金が課せられる（選挙法第107条）。

第3節 選挙運動収支に関する規制

選挙運動の収支に関する規制は選挙法第52条の4から第52条の18までに規定されている。これは、1990年1月15日法（選挙運動費用の制限及び政治資金の浄化に関する法律）により追加されたものである。当然、選挙運動費用の透明性、腐敗行為の防止のための規定である。

1 規制の対象となる選挙

州議会議員選挙、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙が規制の対象となる。

2 規制される期間

選挙の行われる月の第1日の前1年間及びその選挙の投票日までの間の収支に関して規制がなされる（選挙法第52条の4第1項）。

3 選挙運動支出の規制

(1) 選挙運動支出の上限額

候補者または候補者名簿のために支出される選挙運動費用の上限額は次の表のとおりである（選挙法第52条の11第2項）。

選挙区の人口区分	住民一人当たりの選挙費用の上限（単位フラン）			
	市町村議会議員選挙		県議会議員選挙	州議会議員選挙
	第1回投票	第2回投票		
15,000人以下	8	11	4.2	3.5
15,001人以上30,000人以下	7	10	3.5	3.5
30,001人以上60,000人以下	6	8	2.8	3.5
60,001人以上100,000人以下	5.5	7.5	2	3.5
100,001人以上150,000人以下	5	7	—	3.5
150,001人以上250,000人以下	4.5	5.5	—	2
250,001人以上	3.5	5	—	1.5

ただし、この支出額は国立統計経済研究所（INSEE）の生計費指数に応じて、デフレによって3年ごとに改訂される（選挙法第52条の11第5項）。

(2) 選挙運動支出としてカウントされるもの

規制される期間中に候補者・候補者名簿が自分自身で支出したもの及び候補者・候補者名簿のためにした支出が選挙運動に関する支出としてカウントされるが、選挙公営の費用（例えば投票用紙の紙代、印刷代等）についてはカウントされない（選挙法第52条の11第1項）。少なくともこの支出にカウントされないものとしては次のものがある。

- ・取得したものについて選挙終了後の残存価格（換金価値）
- ・供託金
- ・選挙運動収支報告に必要な経費

この選挙運動支出に含まれるかどうかは次の(3)で述べる支出超過の制裁が厳しいので大きな問題となる。現に下院議員の選挙において当選を失った者がいる。

(3) 選挙運動の支出上限額を超えた場合の制裁

選挙運動の支出上限額を超えた場合には選挙法第113条の1I第1項第3号及び第117条により、罰金刑または禁固刑に処せられ、選挙権・被選挙権が剥奪されることになる。したがって、議員はその身分を失うことになる。

4 選挙運動の収入の規制（寄付の規制）

選挙運動の収入の規制としてあるのは寄付の規制である。以下いろいろな寄付に関する規制があるが、この規制に違反した寄付を受けたり、その受領を承諾したりすると禁固または罰金刑に処せられる（選挙法第113条の1）。

(1) 寄付者の寄付額の制限

正式に身元の確認されたものから一の候補者または同一の選挙における複数の候補者に対する選挙運動に関する寄付は次の制限に従うこととされる(選挙法第52条の8第1項)。

- ・ 自然人からの寄付の場合は3万フランを超えてはならない
- ・ 法人(政党、政治団体を除く)からの寄付は禁止

(2) 寄付方法に関する規制

1,000フランを超える寄付はすべて小切手によって支払われなければならない(選挙法第52条の8第2項)。

(3) 寄付の受領の規制

寄付の総額はその法定上限額が10万フラン以上の場合には、その法定上限額の20%を超えて寄付を受領してはならない(選挙法第52条の8第4項)。また、外国政府及び外国法に基づく法人から寄付(この場合には物質的な援助を含む)を受けてはならない(選挙法第52条の8第6項)。

5 選挙運動収支取扱者の限定

選挙の行われる月の第1日の前1年間及びその選挙の投票日までの間は、収支の取り扱いに関して規制がなされる。すなわち、候補者から収支の取り扱いを切り離し、特定の者に収支を取り扱わせようというものである。(選挙法第52条の4第1項)。具体的には、候補者が特に指定した会計代理人(*mandataire financier*)または選挙会計団体(*association de financement électoral*)のみが候補者の代わりに収入し、支出することができる(選挙法第52条の4第1項、第2項)。なお、例外的に、臨時の保証金、政党・政治団体の負担を引き受けた場合の支出については候補者が支出することもできるとされている。

候補者は、会計代理人または選挙会計団体を県地方庁に届け出ることとされ、また、会計の透明性を高めるため、1の銀行口座(郵便局の口座でも可)で収支を管理することとされるなどいろいろな規制が設けられている(選挙法第52条の5、第52条の6)。

6 選挙運動収支報告書

候補者または候補者名簿は選挙運動に関する収支を記載した選挙運動収支報告書を投票日後2カ月以内に県地方庁に添付資料をつけて報告しなければならない(選挙法第52条の12第1項から第3項)。なお、名簿登載以前の候補者の個別の活動に要した費用がどの候補者名簿に帰属するかであるが、候補者名簿が第1回投票の前に作成されたときにはその名簿のためになされたものとして計算する等の調整規定がある(選挙法第52条の13)。これらの規定に違反する場合は禁固刑または罰金刑に処せられる(選挙法第113条の1I第4項)。

この選挙運動収支報告書は「選挙運動収支及び政治資金に関する全国委員会」(*commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques*)に送付され、同委員会は簡単な形式でその報告書を公表する(選挙法第52条の12第4項、第5項)。なお、この委員会の構成及び任務については選挙法第52

条の 1 4、第 5 2 条の 1 5、第 5 2 条の 1 7、第 5 2 条の 1 8 で細かく規定されている。

第9章 投票(vote)

投票に関しては、投票の基本的な仕組みを説明し、次に、選挙人が投票する場所という意味での投票所を説明する。さらに、投票事務の管理について述べ、最後に投票に関する公正さの確保について説明する。

第1節 投票の基本的な仕組み

1 投票の行われる日

投票は日曜日に行われるので投票日は1日のみである（選挙法第54条、第55条）。仮に2回投票制で行われる選挙の場合は、第2回投票は第1回投票の次の日曜日に予定される（選挙法第56条）。

2 投票方法

投票は秘密投票で行われる（選挙法第59条）とされているので、秘密投票保持のために例えば投票用封筒(enveloppe)の中に投票用紙(bulletin)を入れて投票するなどいろいろな仕組みが設けられている。

実際の投票に当たっては、日本と同じように投票用紙を使う方式と投票機械を使う方式（一定の条件に合致する場合のみ可能）がある。

第2節 投票所(lieu de vote)

1 投票所の設置

投票所は基本的には、市町村役場所在地に設置されるが、この場所以外でも、県地方長官は県令により投票所を設置できる（選挙法規則第40条）。さらに、投票所が収容できる人数を超えるようなケースにおいては、追加の投票所を県令により設置できる。

2 投票所に備え付けられるもの

(1) 投票用紙

投票用紙は、住民数が2,500人未満の市町村議会議員選挙の場合を除いて（住民数2,500人未満の市町村は、事実上、当選を目指す者が投票用紙を配布している実態にある。）、選挙運動委員会から、前もって、各選挙人に送られているが、選挙人は投票所にその投票用紙を持参するのを忘れてしまうかもしれない。また、途中で気が変わり他の候補者に投票したくなるかもしれない。こうしたことから、選挙人のため、投票所には、候補者または候補者名簿の投票用紙が選挙人名簿登録者の数だけ用意される。

また、選挙人への投票用紙の配布と同様に、原則として、投票所への投票用紙の移送は選挙運動委員会によって保障されるが、投票日の前日の正午までであれば候補者または候補者名簿の受任者は投票所に投票用紙を直接もってこることが認められている。さらに、候補者または候補者名簿の受任者は、市町村長に対して、実際に投票を行う投票室(salle de vote)にある台の上に投票用紙が置かれることを請求することができる（選挙法第58条）。

(2) 投票用封筒（選挙法第60条）

日本では投票用紙が大切なものとされ、刑務所で投票用紙が印刷されるなど万全の注意が施されている。フランスでは、投票用紙は重要な選挙運動手段であり、印刷も候補者または候補者名簿が行う。そこで考え出されているのが投票用封筒である。投票用紙を封筒に入れてしまえば誰に投票したかはわからない。そこでその投票用封筒を十分にチェックすることより秘密投票の保持の要請に応えることもでき、二重投票も防止できることになる。合理的な制度といえようが、難点は開票の際いちいち投票用封筒から投票用紙を取り出さなければならず事務処理に時間と労力がかかるということであろう。

投票用封筒は県地方庁により、少なくとも投票日の5日前までに市町村長に送付される。用意される封筒の数は登録された選挙人の数と同じである（投票機械を使用するときは登録有権者の20%が必要）。なお、投票用封筒は非常に重要なものであるので、投票開始前に、投票用封筒の数が選挙人名簿登録者数と一致していることが確認されることとなっている。

また、投票用封筒の様式であるが、不透明でかつゴムのりなしの封筒でかつ、県地方庁または郡庁の日付スタンプが押されていなければならない（色の制限もある）。

(3) 投票用ボックス(isoloir)

投票の秘密保持の観点から、選挙人が投票用封筒にどの投票用紙を入れたかわからないようにする必要がある。そのために投票用ボックス（いわゆるデパートの洋服の試着室のようにカーテン等で仕切られている）が設けられており、その中で選挙人は誰にも見られずに投票用紙を投票用封筒に入れることができる。投票用ボックスは原則として選挙人名簿の登録有権者300人ごとに一つ用意され、投票用ボックスそのものを公衆が見れるようになっていなければならない（選挙法第62条第2項、第3項）。

(4) 投票箱(urne)

投票箱は透明な箱で、投票用封筒の投入口一つのみを有し（一般的には、投票用封筒を投入すると投入口が閉まる止め弁がついている）、かつ2つの異なる錠で閉められていなければならない（選挙法第63条第1項）。

(5) 必要な台

投票用紙等を置く台、投票所の職員の事務処理のための台等必要な台が置かれる。さらに、投票室の壁には選挙法の重要な条文が張り出される。

(6) 投票用機械を使用する場合の特例

選挙人名簿に登録された住民が3,500人を超える市町村の投票・開票管理事務所（bureau de vote。後述第3節参照。）においては投票用紙による投票に代えて投票機械による投票を行うことができる（選挙法第57条の1第1項）。

投票機械は内務省令に基づき承認されたもので、かつ次の要件を満たす必要がある（選挙法第57条の1第2項）。

- ・選挙人が誰に投票するかを見られないようにする装置がある

- ・同日に行われる複数の選挙に対応できる
- ・白票を記録できる
- ・各選挙人につき1票のみ記録する
- ・投票が行われている間は投票者の総数がわかる
- ・投票終了時のみ各候補者または候補者名簿の得票数、白票数がわかる
- ・2つの異なった錠によって守られている

投票所には投票機械のほか、必要な台が置かれ、候補者のリスト（順番は登録の順序）等が掲示される。

第3節 投票事務の執行

1 投票・開票管理事務所(bureau de vote)

(1) 投票・開票管理事務所の構成

投票事務の執行は、投票・開票管理事務所が行う（bureau de voteの直訳は投票事務所ということになるが、この事務所は開票事務まで行う。したがって、投票・開票管理事務所と意識した。）。投票・開票管理事務所の基本的な構成は次のとおりである。

・投票・開票管理事務所長

市長が投票・開票管理事務所長の配置について責任をもつ。また、投票・開票管理事務所長が欠けたときは市町村議会議員またはその市の選挙人の中から指名された代理人(suppléant)が代わりをする。これが不可能なときは最年長の補佐役が代わりをする。

・4人以上の補佐役(assesseur)

各候補者、各候補者名簿は補佐役とその代理人を、所定の手続きに従って、その県の選挙人の中から指名することができる。補佐役が4人に満たない場合は、市町村議会議員があらかじめ定められた順序に従って補充される。

・一人の書記官

(2) 候補者・候補者名簿の代表者(délégué)の立ち会い

候補者、候補者名簿は投票事務、開票事務についてその代表者（またはその代理人）が立ち会うことを要求することができる。この代表者及びその代理人はその県の選挙人である必要がある。

2 投票事務の執行

(1) 投票の開始時刻

投票開始時刻は午前8時である（選挙法規則第41条第1項）。この時刻には選挙人が投票できる状態になっていなければならない。

投票開始時刻より前に投票させてしまっても、一般的には選挙無効にはならないとされる。また、選挙人の投票の便宜のため、県地方長官は命令（投票日の5日前までに関係市町村で告示される必要あり。）によりある市町村の投票所の開始時刻を繰り上げることができる（選挙法規則第41条第2項、第3項）。

投票開始時刻の遅れがあった時は次の3条件を満たす場合には選挙無効になる。

- ・投票開始時刻の著しい遅れ
- ・遅れが悪天候、大災害等によるものでないこと
- ・投票開始時刻の遅れを補うために投票所の閉鎖時刻が繰り下げられていないこと

(2) 投票の終了時刻

投票の終了時刻は午後6時である（選挙法規則第41条第1項）。

終了時刻後に投票させてしまっても一般的には選挙無効にはならない。終了時刻の繰り下げについては、開始時刻の繰り上げと同様に県地方長官により終了時刻の繰り下げができる（選挙法規則第41条第2項、第3項）。

投票終了時刻より前に投票所を閉鎖した場合には、それが選挙人に知らされていない場合あるいは多くの投票者が投票できない状態に置かれてしまったときは選挙無効となる。

(3) 投票の一般的手続き（投票用紙による投票）

投票の一般的な手続きは次のアからキのとおり行われる（選挙法第62条）。なお、身体障害のため、投票用封筒に投票用紙を入れることができない、または投票用封筒を投票箱に投入できない、または機械投票の場合に機械を作動できない等の状況にある選挙人については、許可を得て、一人の選挙人を選びその選挙人を補佐させることができる（選挙法第64条）とされており、以下の一般的な投票手続きに対する救済措置が設けられている。

ア 選挙人名簿登録の確認

選挙人は、選挙人名簿に登録されているか、その登録に代わる判決を有しているかの確認を受ける。

イ 投票用紙、投票用封筒を取ること

選挙人は台の上から投票用紙、投票用封筒を自ら取る。

ウ 投票用封筒へ投票用紙を入れること

選挙人は投票ボックスに行き、投票用紙を投票用封筒に入れる。

エ 選挙人の身分確認

投票・開票管理事務所長が選挙人の身分を確認する。この確認方法は市町村の住民数如何で次の2つの方式に分かれる。

（ア） 住民数が5,000人以下の市町村の場合

住民数が少ない市町村の場合は住民同士がお互いに知り合いということで、確認方法は簡単である。すなわち、選挙カードか選挙人名簿登録に代わる判決を提示すればよい。さらに、選挙人であることに疑いがない場合にはこれらを提示しなくてもよい。

（イ） 住民数が5,000人を超える場合

確認方法については、選挙カードか選挙人名簿登録に代わる判決を提示するだけでなく、身分証明書（国民証、パスポート、写真付きの年金手帳等）の提示が必要とされる。

オ 投票用封筒を一つしかもっていないことの確認

投票・開票管理事務所長は選挙人が投票用封筒を一つしかもっていないことを投票用封筒をさわらずに確認する。

カ 投票箱への投入

選挙人は投票用封筒を投票箱に入れる。投票箱は透明にできているので、ここでも二重投票のチェックができる。

キ 投票したことのチェック

投票者が確かに投票したことのチェックは、投票者が「投票確認のための選挙人名簿(選挙人名簿を写した名簿)」の自己の名前の欄外に署名すること及び選挙カードにスタンプを押してもらうことにより行われる。

(4) 投票機械による投票手続き

投票機械による投票手続は、上述の(3)の投票の一般的な手続から、投票用紙、投票用封筒に係る手続を除き、代わりに機械にその分を代行させるというものである。したがって、(3)のア、エ、キが行われるが、他の手続は行われないものである。

(5) 代理投票(vote par procuration)

職業やバカンス等のため、投票当日、投票所に行って投票できない人がいる。その人達のためにフランスでは代理投票が認められている。これは、日本でいう不在者投票を代理人によって行おうというものである。日本の不在者投票はあくまで本人が選挙管理委員会等に行って投票する(ただし、身体障害がある場合には特別に郵便投票が認められている)というものであるので、代理人が本人に代わって投票するフランスの不在者投票制度とは大きく異なる。

また、代理投票の委任は絶対的なものではなく、受任者が投票するまでの間は、投票所に行って自ら投票できる(選挙法第76条)。

ア 代理投票が可能な場合

代理投票が可能な場合としては次の3つのカテゴリーに分けられる(選挙法第71条)。

(ア) 投票日において、正式に証明された責務のため、選挙人名簿に登録された市町村に
いることができない旨を証明した者は代理投票ができる。

(イ) 投票日に選挙人名簿登録地の市町村にいるか否かにかかわらず代理投票ができる者
は次のとおりである。

a 傷病者、高齢者、身体障害者のうち第三者による介護を受けているなどの要件を
満たす者

b aに掲げる者を介護する者

c 身体障害者、病人、産褥にある者のうち投票日に投票所に行くことが不可能と認
められる者

d 一時的に刑務所等に留置されている者及び公民権停止の伴わない刑に服し収監さ
れている者

(ウ) バカンスのため住所地を離れた選挙人も投票できる。

イ 代理投票の委任手続き

代理投票の委任は、定められた期間内に、定められた様式に従って、委任しようとする者が、権限のある機関に対して請求することにより行われる（選挙法規則第72条等）。また、フランスに住んでいるかどうかによって代理投票の手続き、内容は異なる。また、委任は1回限りでもよく、また期間を定めてもよい（委任の期間はフランス在住者は1年間である。フランス外の在住者は3年間まで延長可。）。

ウ 代理投票の受任者の要件

代理投票の受任者の要件としては、まず、選挙権を有し、かつ委任者と同じ市町村の選挙人名簿に登録されなければならない（選挙法第72条）。また、受任できるのは最大2人まで（フランスでなされる委任は一つのみ）であり、これに違反する委任についてはより早い時期になされた委任が有効とされる（選挙法第73条）。

エ 代理投票の委任の失効

代理投票の委任は当然に、その委任期間の経過等により失効する。また、委任の解除はいつでもできる（解除した後、新たな委任も可）とされているので、委任が解除されれば失効する（選挙法第75条）。さらに、受任者の死亡、選挙権喪失などにより当然に失効する（選挙法第77条）。

オ 受任者の投票

受任者は、選挙人として投票するのでその手続きはほとんど同じであるが、受任者が選挙カードと委任状を提示した場合のみ投票用封筒は交付されるものである（選挙法第74条第1項、第2項）。また、受任者が投票すると委任状には検印が押され、投票確認のための選挙人名簿に受任者が署名することとされる（選挙法第74条第3項）。これらは、二重投票防止のための措置である。

第4節 投票に関する公正さの確保

1 投票所の秩序維持

投票・開票管理事務所長は投票所の秩序維持の責任がある。そのため、例えば、投票所に武器を持って入場することを禁止する（この違反は罰金等）。また、秩序維持のため、警察や軍隊に協力を求めることができる。

2 投票に関する刑罰による公正さの維持

投票に関する刑罰には4つのカテゴリーがある。これについては、選挙法のみではなく、刑法においても投票に関する犯罪が規定されている。

ア 選挙人の投票時のトラブルの防止（投票妨害行為などを処罰）

イ 投票事務の適正な執行の確保（投票箱の排除等を処罰）

ウ 自由な投票意思が妨げられないような措置（投票を得るための利益供与等を処罰）

エ 投票事務執行者の違法な行為の防止（投票所の職員がなされた投票を侵害する行為等を処罰）

3 投票・開票監視委員会(commission de contrôle des opérations de vote)による監視

投票・開票事務を監視するため、人口20,001人以上の市町村においては、投票・開票監視委員会が設置されるが、この投票・開票監視委員会は投票・開票管理事務所の設営、投票・開票の執行、得票数の集計等が適正に行われているか確認するとともに、選挙人、候補者、候補者名簿がその権利を自由に行使できるように保護するものである（選挙法第85条の1）。そのための検査権限、あるいは資料請求権等が定められている。

4 候補者または候補者名簿の代表者による監視

候補者または候補者名簿の代表者は投票・開票など全ての事務を監視し、これらの事務に関する所見、抗議、異議を調書に記載することを要求することができる（選挙法第67条）。

第10章 開票(dépouillement)

この章では、開票の手続きと投票の有効・無効という投票の効力の判定等について説明する。

第1節 投票用紙による投票の場合の開票手続き

投票用紙による投票が行われた場合、投票に引き続いて行われる開票手続きは以下のとおりである（選挙法第65条第1項から第3項まで等）。

1 開票者(scrutateur)の指名

開票作業を行う開票者を確保することがまず必要となるが、この開票者を指名するに当たっては、次の2つの方法がある。なお、職務の性格上、開票者は読み書きができなければならない。

(1) 候補者または候補者名簿による指名

候補者または候補者名簿が複数存在する場合には、この候補者または候補者名簿は開票者を指名できる。この場合、投票終了の1時間前までに、開票者の氏名、生年月日を投票・開票管理事務所に通知する（選挙法規則第65条）。候補者または候補者名簿の代表者は開票者になることができる。候補者または候補者名簿の補佐役・代理人も開票者になることができる。

(2) 投票・開票管理事務所長による指名

上記の(1)による指名がなされない場合には投票・開票管理事務所長がそこに居合わせた選挙人の中から開票者を指名する。

2 開票台の配置

開票作業を行う開票台が設けられるが、この数は投票室に置かれた投票ボックスの数を超えてはならない。また、開票台は公衆の監視に耐えうるよう、選挙人がその周りを回れるように設置されなければならない（選挙法規則第63条）。

3 開票者の配置

各開票台に、少なくとも4人以上の開票者が配置される。なお、開票者が候補者または候補者名簿によって指名されたときは、可能な限り各開票台でその人数が等しくなるように配置されなければならない。

4 投票総数の決定

投票の終了後、まず投票確認用選挙人名簿の投票者の署名（投票したことの確認のため投票者がする署名）数を数え、調書に記録する。そして、投票箱を開き、投票用封筒の数と投票用封筒なしの投票用紙の数を数えて調書に記録する。投票者の署名によって確認された投票者の数と投票用封筒等との数が異なるときは調書にその旨を記録する。この数の違いが大きくそこに違法操作があるときは選挙は無効となる。

5 投票用封筒の封入

投票用封筒は100ずつ束にされた後、特別の封筒に入れられ封印され、原則として補

佐役がその確認のため署名する。

6 投票の読みとり

投票用封筒が置かれている開票台において、開票者は投票用封筒から投票用紙を引き抜き、他の開票者に渡す。その開票者は大きな声でそれを読む。2以上の開票者がそれを投票結果一覧表に記入する。

7 投票結果一覧表等への署名と送付

投票の読みとりと投票結果一覧表への得票の記入が終了したら、開票者はその一覧表に署名する。その後、直ちに、その一覧表と投票用紙・投票用封筒を（疑問票かどうかに分けて）投票・開票管理事務所に渡す。

8 疑問票の効力の判定

投票・開票管理事務所は疑問票の効力を判定する。

9 有効投票数と各候補者・候補者名簿の獲得投票数の決定

投票・開票管理事務所は投票総数から無効投票（白票を含む）を除いた有効投票総数を決定する。そして、投票結果の一覧表の数字を足して各候補者・候補者名簿の獲得投票数を決定する。

10 調書の作成

投票・開票事務の適正さを確保するために、投票・開票管理事務所は次の内容の調書を2冊作成する義務がある。（当然、この調書には投票・開票管理事務所の全員が署名するとともに候補者・候補者名簿の代表者も署名する。）

- ・選挙人名簿登録有権者数
- ・投票総数
- ・有効投票総数
- ・各候補者・候補者名簿別の獲得投票数
- ・選挙人や候補者・候補者名簿の代表者の全ての異議及び投票・開票管理事務所の行った決定

第2節 機械による投票の場合の開票手続き

投票・開票管理事務所長は、候補者や候補者名簿の得票数や白票を集計する機械を、投票・開票管理事務所のメンバー、候補者、候補者名簿の代表者、選挙人等がその数字を読みとれるようにする。そして、投票・開票管理事務所長は大きな声でその結果を読み上げ、直ちに書記官が記録する（選挙法第65条第4項）。疑問票などはないので後の手続は第1節の投票用紙による投票と同じになる。

第3節 投票の効力の判定

1 各選挙に共通の投票の効力の判定

意思表示された投票(suffrage exprimé)とみなされない投票（いわゆる無効投票）は

次のとおりである（選挙法第66条第1項）。

- (1)白票
- (2)封筒なしの投票
- (3)何人に投票したか不明な投票
- (4)投票者が知られてしまうような投票
- (5)正規の投票用封筒を用いていない投票
- (6)色の付いた投票用紙での投票
- (7)投票用紙または投票用封筒に目印のある投票

ただし、偶然の油のしみ、印刷ミスのある投票などは有効投票である。

- (8)候補者または第三者を中傷する文言のある投票
- (9)投票用紙のない投票
- (10)投票用封筒の中に複数の投票用紙がある投票

ただし、投票用封筒の中が同じ候補者または候補者名簿の投票用紙の場合は1票とみなして有効（選挙法第65条第3項）。

2 州議会議員選挙の場合の無効の特例

州議会議員選挙の場合、次の投票は無効とされる（選挙法規則第184条、第186条、第187条）。

- (1)立候補が認められていない候補者名簿に対する投票
- (2)候補者の氏名や候補者名簿の名前がない投票
- (3)候補者の氏名を追加したり削除した投票、候補者名簿の順位を変更した投票
- (4)手で書いた投票
- (5)回状を投票用紙として用いた投票
- (6)黒色でない印刷の投票

3 県議会議員選挙の場合の無効の特例

県議会議員選挙の場合、候補者以外の氏名が記載された投票は無効とされる（選挙法規則第111条）。

4 住民数3,500人以上の市町村における市町村議会議員選挙の特例

住民数3,500人以上の市町村における市町村議会議員選挙の場合、次の投票は無効とされる（選挙法第268条、第269条、選挙法規則第128条）。

- (1)県地方庁に登録されていない候補者名簿に対する投票
- (2)法定議席数より多いまたは少ない候補者が記載された投票
- (3)立候補の届出に表れていない候補者の氏名がある投票（第2回投票で適法に候補者名簿が修正されたときは当然に有効）
- (4)候補者名簿の候補者の順位が変更されている投票
- (5)一人または複数の候補者の氏名が線でひかれて削除されている投票

第4節 開票に関する公正さの確保

開票に関する公正さの確保については、投票用紙の集計や開票の任務を負う者が投票用紙の抜き取りあるいは投票用紙に記載された候補者と異なる名前を読み上げるなどの不正行為を行ったときは禁固刑及び罰金刑に処せられる（選挙法第94条）など開票事務の適正さを確保するための刑罰が用意されている。

また、投票・開票監視委員会あるいは候補者・候補者名簿やその代表者による開票事務の監視も行われる（第9章投票の第4節3、4参照）。

第11章 当選人の決定及び選挙結果の公表

当選人の決定については、選挙の種類によってその方式が大きく異なる。以下、選挙の種類に従って当選人の決定について説明する。併せて、選挙結果の公表についても説明する。

第1節 州議会議員選挙における当選人の決定及び選挙結果の公表

1 投票方法

州議会議員の選挙の投票方法は、各県を選挙区とする拘束名簿式比例代表制である（選挙法第338条）。すなわち、立候補のあった候補者名簿に選挙人は投票するのみであり、複数の候補者名簿の混合投票(panachage)あるいは名簿順位の変更、候補者の削除・追加は認められていない。

2 議席の配分（当選人の決定）

比例代表選挙であるので、まず、各候補者名簿に議席を割り当てることになる。この場合、有効投票数の5%以上の得票をした候補者名簿にのみ得票数に比例して議席が配分される。具体的な配分方法は最大平均法(plus forte moyenne)によって行われる。

これについては例を用いて説明する。

定数9議席の選挙区（州議会議員選挙）において次のような投票状況にあったとする。

選挙人名簿登録者数	203,868
投票者数	137,680
有効投票数	136,022
候補者名簿A	2,082
候補者名簿B	4,950
候補者名簿C	6,801
候補者名簿D	13,572
候補者名簿E	39,156
候補者名簿F	43,747
候補者名簿G	25,714

この場合の議席の配分（当選人の決定）については、次①から④の方法で行われる。

① 有効投票の5%に満たない名簿の除外

ここで有効投票数の5%を算出して議席配分がされない候補者名簿を決める。

$$136,022 \text{ (有効投票数)} \times 5\% = 6,801.1$$

A名簿、B名簿、C名簿は6,801.1票に満たないのでまず議席配分から除外される。

② 当選基数(quotient)の決定

当選基数については、有効投票数から①で除外された候補者名簿の得票数を差し引いた数を、法定議席数（配分すべき議席数）で割り算することにより得られる。

$$136,022 - (2,082 + 4,950 + 6,801) = 122,189$$

$$\text{当選基数} = 122,189 \div 9 = 13,576$$

③ 議席の第1次配分

候補者名簿の得票数を当選基数で割った商のうち整数部分がある。この整数と同じ数だけ候補者名簿に第1次議席配分をする。

$$\text{候補者名簿D} : 13,572 \div 13,576 = 0.9 \quad \text{したがって配分議席は0}$$

$$\text{候補者名簿E} : 39,156 \div 13,576 = 2.9 \quad \text{したがって配分議席は2}$$

$$\text{候補者名簿F} : 43,747 \div 13,576 = 3.2 \quad \text{したがって配分議席は3}$$

$$\text{候補者名簿G} : 25,714 \div 13,576 = 1.9 \quad \text{したがって配分議席は1}$$

ここで配分された議席は6議席。したがって3議席が配分されず残っている。

④ 最大平均法による議席配分（残り3議席の配分方法）

③により候補者名簿に配分された議席に1を加えた数で各候補者名簿の得票数を割り、その商が一番大きい候補者名簿に議席を配分する。この場合、一度議席が配分された場合でもさらに残りの議席配分にもその候補者名簿は参加できるとされる。

$$\text{候補者名簿D} \quad 13,572 \div (0 + 1) = 13,572$$

$$\text{候補者名簿E} \quad 39,156 \div (2 + 1) = 13,052$$

$$\text{候補者名簿F} \quad 43,747 \div (3 + 1) = 10,936$$

$$\text{候補者名簿G} \quad 25,714 \div (1 + 1) = 12,857$$

したがって、候補者名簿Dにさらに1議席が配分される。

残り2議席を配分するためさらにこの計算を続行する。

$$\text{候補者名簿Dは} 13,572 \div (1 + 1) = 6,786 \text{となる。}$$

候補者名簿Eは13,052、候補者名簿Fは10,936、候補者名簿Gは12,857と変わらない。これらの数を比較して一番大きな数である候補者名簿Eにさらに1議席が与えられる。

さらに残りの1議席も同様な方法により配分される。

$$\text{候補者名簿Eは} 39,156 \div (3 + 1) = 9,789$$

$$\text{候補者名簿Dは} 6,786, \text{候補者名簿Fは} 10,936, \text{候補者名簿Gは} 12,857 \text{と変わらない。}$$

これらの数を比較して一番大きな数である候補者名簿Gに議席が与えられる。

このようにして配分された最終議席数は次のとおりになる。

候補者名簿 A	0 議席
候補者名簿 B	0 議席
候補者名簿 C	0 議席
候補者名簿 D	1 議席
候補者名簿 E	3 議席
候補者名簿 F	3 議席
候補者名簿 G	2 議席

なお、最後の議席配分に関して、選挙法第 338 条第 3 項により、算出された商が同じである場合には当該議席はその候補者名簿のうち最多の得票をした者に与えられる。仮に、得票数も同じであるなら、議席が配分されたら当選可能となる候補者のうち最年長者の者が所属する候補者名簿に議席が配分される。

議席が各候補者名簿に配分されたら、各候補者名簿の当選順位に従って、当選人が決定される。

3 選挙結果の公表

全ての投票・開票管理事務所からの開票結果の報告を受けた後、投票日の翌日の月曜日の午後 12 時までに、県庁所在地にある県地方庁の一般調査委員会(*commission de recensement général*)は選挙結果を公表する。なお、この公表に当たっては、選挙人名簿登録有権者数、投票総数、有効投票総数、候補者名簿の得票数も併せて公表しなければならない。

第 2 節 県議会議員選挙における当選人の決定及び選挙結果の公表

1 投票方法

県議会議員選挙の投票方法は、郡を単位とした小選挙区制である。すなわち、選挙区の議員定数は 1 であり、候補者は立候補した個人に投票する。ただし、フランスにおける小選挙区制は 2 回投票制である（これは、下院議員の選挙と同じである。）。

2 当選人の決定

2 回投票制であるので、第 1 回投票と第 2 回投票でそれぞれ当選人の決定方法が異なる。

ア 第 1 回投票

当選人となるためには次の 2 つの要件の全てを満たす必要がある。

- ・得票数が有効投票の過半数であること
- ・得票数が選挙人名簿登録者の 4 分の 1 以上であること

イ 第 2 回投票

第 1 回投票で、原則として選挙人名簿登録者の 10 % 以上の得票をした候補者のみが立候補可能であるが（立候補の章を参照）、第 2 回投票に立候補した者のうち比較多数の投票を得た者が当選人となる。

3 選挙結果の公表

各市町村の作成した選挙記録の調書（開票結果が記載されている）は郡庁所在地事務所(bureau de chef-lieu de canton)に集められ、その事務所は選挙結果を決定する。その事務所の所長は選挙結果を公表し、県地方長官に調書と添付資料（無効票、異議を申し立てられた投票、証拠等）を送付しなければならない。なお、この公表に当たっては、選挙人名簿登録有権者数、投票総数、有効投票総数、各候補者の得票数も併せて公表しなければならない。

第3節 市町村議会議員選挙の当選人の決定及び選挙結果の公表

市町村議会議員の選挙の当選人の決定及び選挙結果の公表については、その市町村の住民数の規模によって大きく異なる。以下、これについて説明するが、パリ、リヨン、マルセイユには行政区があり、この議員も公選であることから特例が設けられている（これについては説明を省略する。）。

1 投票方法

ア 住民数が2,500人未満の市町村等

住民数が2,500人未満の市町村等については以下に述べるような方法により、2回投票制で投票が行われる。なお、住民数2,000人未満の準市町村（準市町村を残置する合併(fusion avec commune associée)が行われた旧市町村）、市町村に複数の選挙区を設置している市町村で住民数1,000人未満の選挙区についても同様の方法で投票が行われる（選挙法第261条第4項）。

（ア）投票用紙

まず、個人立候補が許されているので、投票用紙は個人用でも、候補者名簿用でもよい。候補者名簿用の投票用紙は、議席数より少ない人数の候補者しか記載していなくてもよい。すなわち不完全名簿も許される（選挙法第256条第1項）。投票用紙は当選を目指す者が用意する。

（イ）選挙人の投票

選挙人は、次のとおり極めて自由に投票を（2回投票制で）行う。

- ・投票用紙に記載してある候補者を追加したり削除することができる。
- ・1の候補者名簿の投票用紙に他の候補者名簿の候補者を加えることができる。
- ・投票用紙には選挙すべき議席数より多い候補者数が記載されていてもその投票は有効であるが、その場合は選挙すべき議席数分だけ有効となる（選挙法第257条）。無効となる候補者については、投票用紙に記載された最後の候補者から順に無効となる。

イ 住民数が2,500人以上3,500人未満の市町村

投票用紙について、上述のアの（ア）と異なるのは、投票用紙には、選挙すべき数と同数の候補者が記載されていなければならない、個人立候補は禁じられることである（選挙法第256条）。ただし、そもそも立候補制度のない投票であるので、次のウの場合と異な

り第1回目の投票用紙と第2回目の投票用紙に記載される候補者の制限はない（つまり入れ替え自由ということ）。

選挙人の投票は上述アの（イ）と同じ方式で自由に行われる。

ウ 住民数が3,500人以上の市町村

（ア）投票用紙

投票用紙には選挙すべき議席数と同数の候補者が記載されていなければならない、個人立候補は禁じられる（選挙法第256条第1項）。第2回投票においては、まず、立候補が許されるのは有効投票の10%以上の得票をした候補者名簿のみである。この候補者名簿の投票用紙においては次の要件に従う場合のみ、候補者の追加・削除及びその当選順位の変更ができる（選挙法第264条第2項）。

① 追加できる候補者は、第1回投票において有効投票の5%以上の得票をした候補者名簿の候補者に限定される。

② ①の候補者名簿は第2回投票に参加しない（つまり立候補しない。）。

別の見方をすれば、候補者名簿の結合ができるものであり、また、候補者名簿単位での一種のデジストマン（*désistement*；政党間協定による第2回投票前の立候補取り下げ）が行われうるということであろう。

（イ）選挙人の投票

選挙人は投票するに当たっては、投票用紙に候補者の追加、削除、候補者の当選順位の変更をすることはできない（選挙法第260条）。いわゆる拘束名簿式で投票が行われる。

2 当選人の決定

当選人の決定に当たっては、住民数が3,500人以上か否かで大きく異なっている。

ア 住民数3,500人未満の市町村等

第1回投票において、上述の1のア及びイの市町村（つまり住民数3,500人未満の市町村）については、次の2つの要件の全てを満たす候補者は当選人となる（なお、名簿に順位がついておらず、また、不完全名簿による投票も許されるので、候補者名簿への投票があった場合、候補者名簿のそれぞれの候補者が1票を獲得したとして計算する。）。

・得票数が有効投票の過半数

・得票数が選挙人名簿登録者の4分の1以上

第2回投票においては、上記のような絶対多数が必要（当選には有効投票の過半数の得票が必要）ではなく、比較多数の候補者が当選人となる。

イ 住民数が3,500人以上の市町村

上述の1のウの市町村（つまり住民数が3,500人以上の市町村）においては、市町村の政治状況の安定を目指して、比例代表制に、いわゆる小選挙区制のような多数代表制（選挙人のより多数の者が何を是としているかを選挙結果に強く反映する選挙制度）の要素を加味した当選人の決定方法を採用している（選挙法第262条）。

（ア）第1回投票

まず、有効投票の過半数を得た候補者名簿が存在する場合のみ当選人の決定が行われる。この絶対多数を得た候補者名簿は、選挙すべき議席数の半数を獲得する。なお、「半数」であるので選挙すべき議席数が奇数の場合の処理方法が定められている。すなわち、総議席数が5以上の場合は切り上げ、3以下の場合は切り捨てになる。

残りの半数の議席は、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿に比例配分される。当然、議席の半数を得た候補者名簿もこの比例配分に参加する。比例配分の方式は州議会議員選挙と同じ最大平均法である（本章第1節2参照）。なお、候補者名簿に配分される議席数が決まれば、その候補者名簿の順位に従って、当選人が決定される。

（イ）第2回投票

候補者名簿のうち最も多い得票数（比較多数）の候補者名簿に（ア）と同様に選挙すべき議席の半数が配分される。なお、最も多い得票数の候補者名簿が複数ある時（つまり最多得票数が同点の時）は、その候補者の平均年齢が最も高い候補者名簿に半数の議席が配分される。

残りの議席は上記の（ア）と同様に最大平均法で比例配分され当選人が決定される。

3 選挙結果の公表

選挙結果の公表については、市町村内に複数の投票・開票管理事務所があるかないかによって異なる。なお、この公表に当たっては、選挙人名簿登録有権者数、投票総数、有効投票総数、各候補者または候補者名簿の得票数も併せて公表しなければならない。

ア 市町村内に投票・開票管理事務所が一つしかない場合

投票・開票管理事務所長が選挙結果を公表し、市長の責任によって選挙結果が掲示される。

イ 市町村内に投票・開票管理事務所が複数ある場合

市町村内に複数の投票・開票管理事務所がある場合には各投票・開票管理事務所の開票結果を集計しなければならない。すなわち、各投票・開票管理事務所が調書（開票結果が記載されている）と添付資料（無効票、異議を申し立てられた投票、証拠等）を集計事務所(bureau centralisateur)長に送付し、集計事務所の第1事務所(premier bureau)長が開票結果を集計し選挙結果を決定する。その後、この第1事務所長は結果を公表し、市長の責任で選挙結果は掲示される。

第12章 選挙訴訟(contentieux)

選挙の公正さを確保するため、選挙結果の無効等を目的とする選挙訴訟が認められている。選挙無効などの結果をもたらすだけに、この選挙訴訟には厳格な手続きが定められている。本章では、その概要を説明する。

第1節 管轄裁判所

どの裁判所が選挙訴訟を引き受けるのかは選挙の種類によって異なる。州議会議員選挙の場合は、国務院が第1審かつ最終審である（選挙法第361条第1項）。県議会議員選挙と市町村議会議員選挙の場合は第1審はその選挙の行われた地域を管轄する地方行政裁判所である（選挙法第222条、第248条）。第1審判決に不満のある者は国務院に対して上訴できる（選挙法第249条）。

第2節 訴訟の対象

訴訟の対象は選挙におけるいろいろな違法行為である。違法を主張する者はその違法行為が選挙結果に影響を及ぼすことを主張しなければならない。例えば、2回投票制の場合、第2回投票に参加できる票を獲得しているかどうかについて争う場合は訴訟の対象となるが、選挙結果に影響のない単なる投票総数の変更等は訴訟の対象とならないので、管轄裁判所には受理されない。

第3節 原告適格

誰が選挙訴訟を起こすことができるか、すなわち原告適格については、その主張する違法内容及び選挙の種類によって次のように異なる。

1 州議会議員選挙の訴訟の原告適格

候補者またはその県の選挙人は全ての違法行為について訴えを提起できるが、県地方長官は規定された手続きや条件が守られていないと判断したときのみ訴えを提起することができる（選挙法第361条第1項、第2項）。

2 県議会議員選挙の訴訟の原告適格

候補者、県議会議員、その郡の選挙人は、全ての違法について訴えを提起できる。しかし、県地方長官は規定された手続きや条件が守られていないと判断したときのみ訴えを提起できる（選挙法第222条）。

3 市町村議会議員選挙の訴訟の原告適格

被選挙権を有する全ての者、その市町村の選挙人は、全ての違法について訴えを提起できるが、県地方長官は規定された手続きや条件が守られていないと判断したときのみ訴えを提起することができる（選挙法第248条）。

第4節 訴訟の係属

訴訟の係属（裁判所に訴訟が付託されること）については選挙の種類によって次のように異なる。特に、市町村議会議員選挙の場合には市町村役場を経由するなど便宜的な方法も認められている。なお、訴訟が係属されたからといっても直ちに選挙の効力を失効させるという訳ではない。

1 州議会議員選挙の訴訟の係属

国務院の書記局に訴えを提起する。

2 県議会議員選挙の訴訟の係属

地方行政裁判所の書記課に訴えを提起する直接的な方法と、選挙の無効を主張する者が選挙記録の調書に異議があることを記録してもらい、この調書が地方行政裁判所に送付されることにより、訴訟が係属するという間接的な方法がある。

3 市町村議会議員選挙の訴訟の係属

県議会議員選挙に認められている上記の2つの方法の他に、その中間的な方法も認められている。それは、選挙人、被選挙権のある者が市町村役場、郡庁、あるいは県地方庁に異議を提出し、この異議は県地方長官に届けられ、県地方長官が地方行政裁判所の書記課に訴えを登録させるという方法である。

第5節 訴訟提起の期間

訴訟提起の期間についてはそれぞれの選挙で異なる。なお、この期間経過後は選挙結果が確定する。

1 州議会議員選挙の訴訟提起の期間

訴えが提起できるのは選挙結果の公表の日からである。その日から丸々10日間（最終日が土曜日、日曜日なら次の開庁日まで可能）は訴えの提起が可能である（選挙法第361条第1項）。すなわち、この期間に国務院の書記局に訴えが登録されなければならない。

2 県議会議員選挙の訴訟提起の期間

訴えを提起できる期間は、誰が原告となるかによって異なってくる。すなわち、候補者、郡の選挙人等が原告の時は5日間、県地方長官が原告の時は15日間である。終期は5日目または15日目の夜12時までである。ただし、間接的な訴えの提起（選挙記録の調書による場合）の場合は5日間という制限はない。

3 市町村議会議員選挙の訴訟提起の期間

訴えを提起できる期間は上記2の県議会議員選挙の場合と同様である。なお、市町村役場、郡庁、あるいは県地方庁に異議を提出する方法による訴えの提起の場合にもその機関に対する異議の申し立ての期間は同様に5日間である。

第6節 判決

ここでは判決をしなければならない期限及び判決の効果について説明する。

1 判決の期限

判決をしなければならない期限は、国務院と地方行政裁判所で次のように異なる。

(1) 国務院の判決の期限

州議会議員選挙の場合は、国務院は第1審かつ最終審である。この場合には、判決をしなければならない期限は法定されていない。

県議会議員選挙と市町村議会議員選挙の上訴審の場合は、選挙人名簿についての違法登録及び投票・開票における違法についての判決期限は訴訟登録から3カ月、その他の違法についての期限は6カ月となっている（選挙法第223条の1第2項第3項、第250条の1第2項、第3項）。

(2) 地方行政裁判所の判決の期限

県議会議員選挙と市町村議会議員選挙の訴訟の第1審は地方行政裁判所の管轄である。この場合は、裁判所に登録してから2カ月が判決の期限である。ただし、県議会議員選挙で半数改選時の訴訟については登録から3カ月が判決の期限となっている（選挙法規則第114条）。

2 判決の効果

判決の効果といっても、まず、問題は、第1審の選挙無効の判決に対して上訴がなされたときどうなるかであるが、原則として、選挙無効の第1審判決は執行停止効力がない（選挙法第362条、第223条、第250条第2項）。すなわち、選挙無効とされた議員の地位に変動は生じない。

次に判決により、選挙無効が確定したとき、その無効とされた議員の行った行為は遡って無効となるのであろうか。これについては、選挙の種類によって異なる。すなわち、州議会議員選挙と県議会議員選挙では議員の行為は遡って無効とはならないが、市町村議会議員選挙では議員の行為は遡って無効となる。

第7節 その他

選挙訴訟ではこれまで説明したもの以外に、再審の要件、あるいは判決をする裁判所の構成などいろいろな定めがある。なお、日本の裁判制度と異なり、判決の前に先決すべき問題がある場合にそれを審理する予審制度(instruction)が認められており、そのための手続きが定められている。

参考文献（日本）

- 1 フランスの地方行財政のあらまし （財）自治体国際化協会 1992年
- 2 諸外国の地方選挙制度（二）－フランス－ 雑誌 選挙時報
- 3 解説フランス選挙法典（一） 雑誌 選挙時報
- 4 世界の憲法集 阿部照哉、畑博行 有信堂
- 5 概説フランス法 上 山口俊夫 東京大学出版会
- 6 仏和・和仏自治用語辞典 （財）自治体国際化協会 1994年

参考文献（フランス）

- 1 DROIT DES ELECTIONS NATIONALES ET LOCALES, CLAUDE FRANCK, J. DELMAS ET CIE
- 2 CODE ELECTRAL, ED. DALLOZ 1995
- 3 CODE PENAL, ED. DALLOZ 1991-1992
- 4 LES ELECTIONS MUNICIPALES EN 1000 QUESTIONS, CORINNE LEPAGE-JESSUA, LIBRAIRE DE LA COUR DE CASSATION 1994
- 5 LA PRATIQUE DES ELECTIONS LOCALES, A. CHAMINADE ET G-H. MATHIEU, LIBRAIRE DE LA COUR DE CASSATION 1992

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第105号	フランス地方選挙のあらまし	1995/ 7/20
第104号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/ 7/10
第103号	大韓民国の地方選挙について	1995/ 6/20
第102号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/ 6/20
第101号	米国の公共図書館	1995/ 6/12
第100号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/ 3/20
第99号	ノルウェーのフリー・コミュニケーション・プログラム	1995/ 3/13
第98号	1994年中間選挙 - 地殻変動をもたらした米国政治の動向 -	1995/ 2/28
第97号	英国の公立図書館	1995/ 2/28
第96号	アメリカン・インディアン - その過去・現在・未来 -	1995/ 2/14
第95号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/ 1/20
第94号	フランスの学校教育における「日本」	1995/ 1/20
第93号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第92号	シンガポールの住宅政策	1994/12/ 1
第91号	欧州文化都市制度	1994/ 9/19
第90号	1994年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/ 8/ 1
第89号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/ 6/20
第88号	アメリカの学校給食	1994/ 6/20
第87号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/ 5/30
第86号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/ 5/30
第85号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/ 5/27
第84号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/ 5/23
第83号	統一ドイツと財政調整 - 連邦制財政システムは生き残れるか -	1994/ 4/15
第82号	アイルランド - 国の仕組みと地方自治 -	1994/ 3/25
第81号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/ 3/15
第80号	内側から見た英国	1994/ 3/15
第79号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第78号	英国社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15